

アースオール電化プラン

【中国】

料 金 表

I. 適用

この中国エリア料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域（離島地域を除く）に適用いたします。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

II. 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

契 約 種 別
アースオール電化プラン

III. 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表「2（電源調達調整額の算定）」によって算定された電源調達調整額の合計とします。ただし、請求書等の発行手数料、工事費、その他の付随するサービスの料金や違約金等が発生する場合には合計して料金を請求いたします。

IV. 最低利用期間

- (1) 料金表で定める契約種別には最低利用期間があります。最低利用期間は料金の適用開始日から起算して36ヶ月といたします。ただし、2025年11月1日の申込み分より、最低利用期間、および解約事務手数料を免除するものとする。
- (2) (1) で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、当社が定める期日までに以下の額（以下「解約事務手数料」といいます。）を支払っていただきます。解約事務手数料について支払を要する額は、契約事務手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。なお、2024年12月31日までに申し込まれた需給契約については転居および廃業に伴う需給契約消滅の場合に限り、解約事務手数料を免除といたします。

	税抜額	税込額（10%時）
解約事務手数料	10,000 円	11,000 円

- (3) 当社は当社が定めるところにより、(2) に定める解約事務手数料の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

V. 契約種別の条件と料金単価

1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 6（休日平日区分および時間帯区分）に定める平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (2) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (3) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

3 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

(1) 契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(2) 契約設備電力

イ. 契約設備電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき料金表別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

ロ. イによりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

ハ、 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

4 契 約 電 力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が0.5キロワット以下の場合は、0.5キロワットといたします。

- (1) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給契約条件で新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この需給契約条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この需給契約条件によって受けた電気の供給とみなします。
- (2) 契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- (3) 契約設備電力を減少される場合で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約設備電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

6 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ 他季

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日および毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 9 時から午後 9 時までの時間をいいます。ただし、別表 1（休日）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 夜間時間

別表 1（休日）に定める日の終日および平日の昼間時間以外の時間をいいます。

7 料金単価

- (1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1,816 円 84 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	432 円 33 銭

- (2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

夏季昼間時間 1 キロワット時につき	41 円 81 銭
他季昼間時間 1 キロワット時につき	39 円 96 銭
夜間時間（土日祝終日含む） 1 キロワット時につき	27 円 31 銭

8 使用電力量の算定等

- (1) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、電気供給約款 18（使用電力量の計量および算定）に準じて算定するものといたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その 1 月の夜間時間の使用電力量は、その 1 月の使用電力量からその 1 月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

- (2) 夜間蓄熱型機器の計量等

技術上、経済上やむをえない場合で、当該一般送配電事業者等が認めるときは、当該一

般送配電事業者等は、別紙 2（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者等は、原則として、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

9 料金表の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等いたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、この実施要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわれない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

10 その他

- (1) この需給契約条件に定める契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (2) 8（使用電力量の算定等）（2）にいう電気の供給をしゃ断する装置は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定める区分装置として取り扱うものといたします。
- (3) 契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された後、1年に満たないで需給契約が消滅し、または5（契約電力）（3）により契約電力を減少しようとされる場合は、電気供給約款39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に準ずるものといたします。この場合、電気供給約款39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少しようとされる日は、5（契約電力）（3）により契約電力を減少しようとされる日といたします。
- (4) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2025 年 11 月 1 日から適用実施いたします。

別 紙

1 休 日

この契約条件において、休日とは、次の日をいいます。

- 土曜日
- 日曜日
- 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- 1月2日
- 1月3日
- 1月4日
- 5月1日
- 5月2日
- 12月30日
- 12月31日

2 夜間蓄熱型機器

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 8（使用電力量の算定等）（2）の場合で、当該一般送配電事業者等が当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。